

8月から粗大ごみ収集が 戸別回収(無料)に変わります!!

〔粗大ごみスケジュール〕

時 期	収 集 日	収 集 方 法
平成17年4月～7月	毎月第3日曜日	従来どおりごみ置場での収集
平成17年8月～	はがきで申し込み、町が指定する日	戸別収集（自宅前） 1回につき5品目

〔具体例〕ステレオ、電子レンジ、コタツ、ストーブ、タンス、机、いす、自転車、布団、ジュエタンなど

〔注意点〕

- 1 ストーブなどは、必ず燃料を抜いてから出してください。
- 2 事業系のごみ、建築廃材、引越しや大掃除のごみは収集しません。
- 3 農機具類は回収できません。購入店に相談してください。
- 4 袋に入る大きさの物は、袋に入れて埋立ごみに出してください。
- 5 家電リサイクル法に定められた、テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機は収集しません。販売店に引き取ってもらいましょう。
- 6 パソコンは資源有効利用促進法によりリサイクルすることになりますので、収集しません。メーカーへ問い合わせてください。
- 7 スプリング入りマットレスは収集しません。家具店に引き取ってもらいましょう。細かく切るなどの加工をしても、法律により収集できません。



○ 詳しくは7月号の広報まさきと一緒に「平成17年度粗大ごみ申込期間カレンダー」を配布しますのでそちらをご覧ください。

問い合わせ
役場生活環境課ごみ対策係
☎985-4117

あなたは守られていますか？

★犬を放し飼いにしない！

犬は係留するか、もしくは逃走しない方法（囲い、ゲージ等）で飼うこと。散歩のときも、引き綱をつけましょう。
※ 放し飼いは10万円以下の罰金刑に処せられる場合があります。



★排せつ物の処理は適切に行うこと。

散歩中の犬の「フン」は飼い主の責任で必ず持ち帰り、適切な方法で処理しましょう。
※ 家の決まった場所でトイレをするようにしつけるのもよいでしょう。



犬に無責任にエサだけ与えている方へ

飼うなら責任をもって、他人に迷惑をかけないように正しく飼いましょう。

2月の松前町1世帯あたりのごみ排出量

	可燃物	埋立ごみ 有害ごみ	かん類・ びん類・ ペットボトル	プラス チック	紙ごみ	金属類	粗大 ごみ
平成16年	40 kg	5 kg	2 kg	1 kg	6 kg	—	24 kg
平成17年	37 kg	3 kg	3 kg	2 kg	5 kg	1 kg	41 kg
増 減	△ 3 kg	△ 2 kg	1 kg	1 kg	△ 1 kg	1 kg	17 kg

(2月末現在 12,071世帯 31,560人)

家庭から出るごみの量を意識し、ごみを減らす生活にご協力ください。

次の粗大ごみの日は

4月17日
(日)です。

地域で決められた場所に午前7時
までに出しましょう。